

妹背牛町集中改革プラン

平成 18 年度～平成 21 年度

平成 18 年 3 月

北海道妹背牛町

目次

第1	計画策定の背景	1
第2	改革の必要性和理念	2
1.	行政の公平性、効率性の追求	2
2.	住民と行政の協働によるまちづくり	2
3.	生活満足度の向上	2
第3	行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表	3
1.	行政改革大綱の見直し	3
2.	集中改革プランの公表	3
3.	集中改革プランの策定体制	3
第4	説明責任の確保	4
1.	住民意見の反映	4
2.	情報の共有	4
第5	財政の現状と今後の展望	4
1.	町財政の現状	4
2.	今後の財政見通し	6
第6	これまでの行政改革の取り組み	7
第7	行政改革アクションプラン	11
1.	事務・事業の再編・整理、廃止・統合	11
2.	民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）	12
3.	定員管理の適正化	13
4.	手当の総点検をはじめとする給与の適正化 （給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）	15
5.	第三セクターの見直し	17
6.	経費節減等の財政効果	17
7.	その他	18
8.	地方公営企業の経営健全化	19
9.	議会のあり方	20
第8	今後のまちづくり方策	21

第1 計画策定の背景

国では、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新指針」という。）」を策定し、各地方公共団体に、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言を行いました。また、各地方公共団体に「集中改革プラン」を平成17年度中に策定・公表するよう求めています。

こうした状況等を踏まえ、本町でも平成17年度末までに「集中改革プラン（平成18～21年度）」を策定し、行政改革を積極的に推進するものとします。なお、「集中改革プラン」は、平成17年度策定予定の第3次行政改革（平成18～21年度）に代わるものと位置づけます。

本町では、平成9年度に妹背牛町行政改革推進本部会議を設置し、それと同時に策定した行政改革大綱を柱に、第1次行政改革（平成10～14年度）では、住民に影響の少ない項目を中心に、行政組織の徹底したスリム化を図るため、機構改革による事務の簡素・効率化や人件費の削減、事務・事業経費の削減など「内なる改革」を積極的に行ってきました。

また、第2次行政改革（平成15～17年度）では、継続的な「内なる改革」と併せ、使用料、手数料等の値上げなど、住民に負担の増加等をお願いしながら「外なる改革」にも取り組み、住民の理解と協力を得ながら、多くの削減効果を生み出してきました。

しかし、国や地方の財政が危機的な状況にある中、本町財政を取り巻く環境の悪化度合いもますます強まっています。国の構造改革に伴う地方交付税の削減等による慢性的な歳入不足や健康・福祉施策、公債費などの歳出経費の増加により、本町財政はかつてないほどの危機に直面しています。更に国の三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や税源移譲などの状況を踏まえると、今後、本町が単独で町政を維持していくことは、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

国は、究極の行政改革といわれる市町村合併を「本格的な地方分権の受け皿」として積極的に推進し、その結果、平成17年3月末を期限とする平成の大合併は、北海道でも212から180市町村へと合併が進み、行財政のスリム化が図られようとしています。

一方、深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・幌加内町で構成する北空知1市4町合併協議会による合併協議は、旧合併特例法内での合併は実現しませんでした。

今後、合併する・合併しないに関わらず、妹背牛町としての生き残りをかけ、「集中改革プラン」による事務の合理化、組織機構の再編、適正な住民サービスのあり方等を再度検証し、行政面・財政面の全ての事務・事業の徹底的見直しを進め、健全な住民サービスの提供により、効率的で魅力あるまちづくりを実現します。

そのためには、「新行政改革大綱（現大綱の見直し）」とそれに基づいた「集中改革プラン」を策定し、「予算編成」とリンクさせて町政運営を推進します。

第2 改革の必要性和理念

「集中改革プラン」では、厳しい行財政環境の中、地方分権や少子高齢化社会への対応を的確に克服していくため、新たな発想による改革を断行していきます。また、住民ニーズの多様化にも住民と行政の役割分担の見直し、新たな仕組みの構築を図り、行政コストの削減や効率的な行政運営を行うことはもちろん、住民にとってより公平性の高いサービスを提供できる行政システムの構築を目指します。

しかし、行政改革は住民の生活に直接関わる見直しも必要であり、補助金や扶助費の削減、人件費・公共事業の抑制、更には使用料、手数料等の値上げなど、職員をはじめ住民にも痛みを伴う改革を実施せざるを得ない面があることを認識する必要があります。

これらを実現するため、次の目標により改革を推進します。

1．行政の公平性、効率性の追求

行政サービスの公平性、適正な受給者負担を原則とします。真に必要な事業は何か。事業の選択を行い重点的な財源配分による効率的な行政運営を追求していきます。また、競争原理によるコスト意識の醸成と成果志向への転換を図るため、職員意識を改革し、前例踏襲を打破するとともに、行政の透明性を図る観点から、明確な説明責任を果たすことができる情報公開の推進と意志決定のスピード化を図ります。

2．住民と行政の協働によるまちづくり

行政主導から住民が主役であるという原点を忘れず、自己決定、自己責任に基づき、住民が主体的に参画するまちづくりを進めていきます。そのためには、地域住民、民間団体、行政が情報を共有して、役割を分担し、対等な立場、協働の精神で連携し、自立した地域社会づくりを目指すこととし、それでも困難な場合、行政は補完・支援を行うこととします。

3．生活満足度の向上

利便性の向上だけでなく、人々のふれあい、地域コミュニティの育成、多様なネットワークの形成、産業の活性化を図り、心の充実が実感できる施策を推進していきます。

第3 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

1. 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクル(以下「PDCA サイクル」という。)に基づき不断の点検を行いつつ、新指針を踏まえ、現行政改革大綱の見直しを行います。

2. 集中改革プランの公表

新行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、 から までに掲げる事項を中心に、平成 18 年度を起点とし、平成 21 年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」を平成 17 年度中に公表します。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成 22 年 4 月 1 日における明確な数値目標を掲げることとします。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

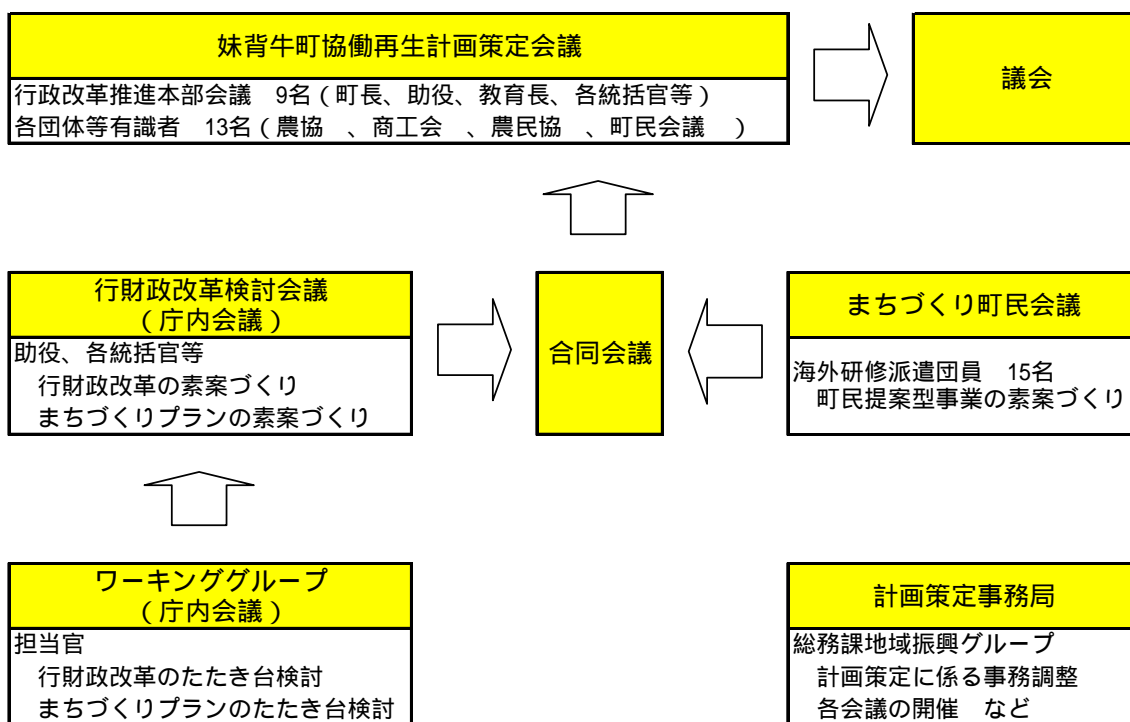
その他

3. 集中改革プランの策定体制

本町は当面、単独自立の歩みを進めるものの、地方分権の流れのなか、広域連携、市町村合併は必要な施策であり、今後も町の重要課題として模索していくこととなりますが、行政は改めてその責務を自覚し、社会変化に対応した簡素で効率的な行政を構築する必要があります。

このため、集中改革プランの策定にあたっては、庁内の行政改革推進本部会議や若手住民と行政が協働で策定作業を進める妹背牛町協働再生計画策定会議を開催し、協議・検討を進めてきました。

妹背牛町協働再生計画策定会議では、住民視点での新たな提案や内容の調査・検討を行政と住民が協働で行い、行政改革推進本部会議では、全庁一体の中で行政改革対策事項を取りまとめ、「新行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定しました。



第4 説明責任の確保

1. 住民意見の反映

新行政改革大綱及び集中改革プランの策定にあたっては、PDCA サイクルの各過程において、住民等の意見を反映するような仕組みを整えることとします。必要に応じ住民説明会等を実施します。

2. 情報の共有

新行政改革大綱の策定等については、速やかにホームページや広報等を通じて住民にわかりやすい形で公表することとします。

第5 財政の現状と今後の展望

1. 町財政の現状

我が国は今、不安定な国際情勢、世界経済の競争激化、少子高齢化の急速な進展など、国内外で様々な課題に直面しており、経済社会システム全般にわたり、構造改革が鋭意進められています。

また、最近の日本経済は、企業収益が改善し設備投資が増加するなど、景気が堅調に回

復しているものの、中小企業は依然として厳しい状況にあり、雇用情勢も完全失業率が高水準にあるなど、楽観を許さない状況にあります。特に北海道では、いまだ景気の回復基調が実感できず、更に厳しい経済状況にあると言われてしています。

このような中、国内では、我が国の発展を支えてきた経済社会システムの抜本的改革が大きな課題となっており、平成 17 年度末には国・地方を通じた長期債務残高が約 774 兆円と国内総生産（GDP）の 151.2%にまで膨らむと見込まれています。

このため、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、効率的で小さな政府を実現するため、

国庫補助・負担金の廃止や縮減などの改革

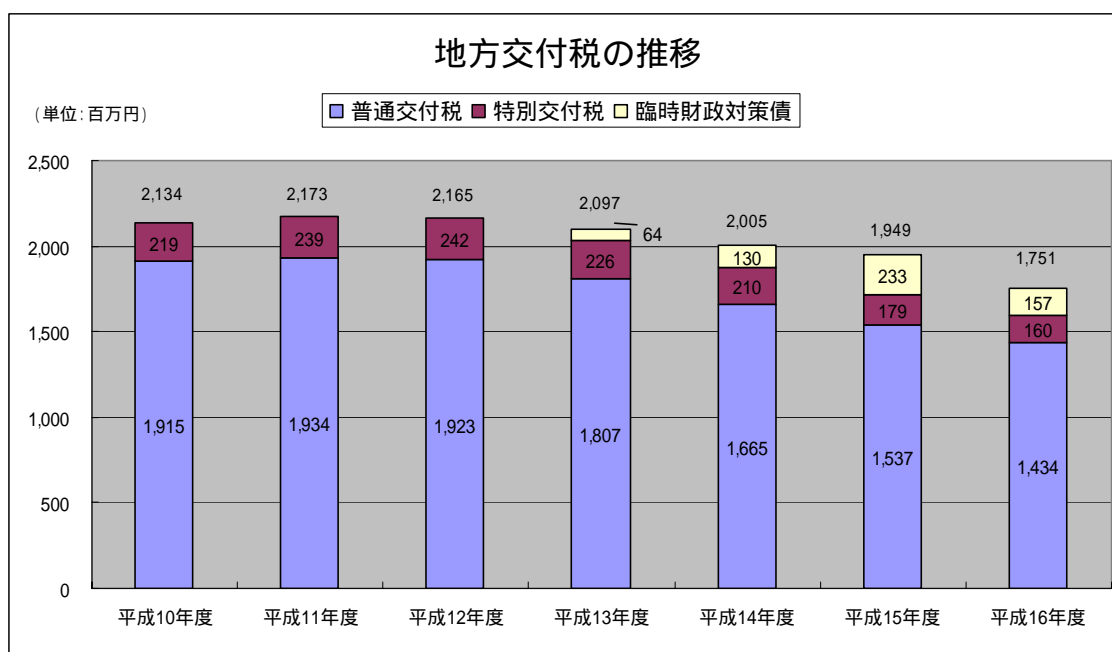
地方交付税の全般的な見直し、総額抑制などの改革

税源移譲を含む財源の見直し

を内容とする三位一体改革を強力に推し進め、地方歳出の徹底した見直しを行うこととされています。

地方では、地方税収・地方交付税の原資となる国税収入の減少等により、引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により借入金残高が急増しており、その償還が将来の大きな負担となるなど、極めて厳しい状況にあります。

本町でも、三位一体改革の議論がなされている中で、地方交付税が平成 11 年度の 21 億 7 千 3 百万円（特別交付税を含む）をピークに毎年減少を続けており、特に平成 16 年度は、臨時財政対策債を含む交付税総額が 17 億 5 千 1 百万円となり、対前年比で 1 億 9 千 8 百万円の大幅減少、更に平成 17 年度は、対前年比 4 千 8 百万円の減少が見込まれています。



これからは、地方分権の進展や少子高齢化の進行、広域的な行政需要の増大、義務教育施設や社会体育施設、公営住宅の老朽化など、多大な公共投資が予想されます。

近年、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化が求められ、そのための手段として市町村合併が進められました。本町も 5 市町による合併協議を進めていましたが、協議不調により協議会が廃止となりました。

当面の単独、自立のまちづくりを選択することとなった本町としては、現状のままでは公共事業や扶助費等の大幅な増加が見込まれるため、今後は、将来の財政状況を的確に見通しながら、毎年度の予算編成をしていく必要があります。

本町はこれまで、住民の負担を低く抑えながら、道路整備や農業集落排水などの生活基盤整備、農業基盤整備、公共施設整備などを進めるとともに、保健福祉サービスを充実してきましたが、今後は、このような厳しい財政状況を克服していくため、徹底した行政改革を断行していくことが強く求められています。

2. 今後の財政見通し

今後の財政（普通会計）見通しでは、地方交付税の削減に対応した収支不足分を基金の取り崩しで補填する予算編成が続き、平成 20 年度には取り崩せる基金が無くなり、赤字決算になることが想定されています。

この場合、赤字再建団体への転落が予測されるなど、財政が硬直化し、財政が急速に悪化している危機的な状況にあると言えます。

集中改革プランでは、当面の安定的財政運営を基本に、平成 21 年度の累積赤字 420,000 千円の解消を目指した取り組みを進めます。また、平成 18 年度にスタートする協働のまちづくり推進事業の財源 20,000 千円を確保するため、改革期間中の削減目標額を 440,000 千円に設定します。

なお、国の構造改革に伴う地方交付税の削減など、財政推計上の不確定要素が多いため、毎年度財政推計の見直しを行います。

【歳入】

(単位：百万円)

項 目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方税	255	255	249	248	246	245	244
地方譲与税及び各種交付金	131	143	149	149	149	149	149
地方交付税	1,716	1,593	1,582	1,565	1,604	1,580	1,556
国庫支出金、道支出金	1,354	291	277	172	249	217	156
繰入金	262	209	105	204	79	79	7
地方債	1,623	364	306	1,006	200	208	118
その他	295	305	221	481	138	138	138
合 計	5,636	3,160	2,889	3,825	2,665	2,616	2,368

【歳出】

項 目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	704	718	681	682	702	698	680
物件費	371	342	329	327	327	327	327
維持補修費	69	65	53	53	53	53	53
扶助費	108	117	106	106	106	106	106
補助費等	432	407	415	415	415	415	457
公債費	547	565	586	605	635	639	636
繰出金	319	335	245	262	261	260	259
普通建設事業費	2,687	473	385	1,243	335	330	159
積立金	335	74	59	105	0	0	0
その他	26	27	30	27	27	27	27
合 計	5,598	3,123	2,889	3,825	2,861	2,855	2,704

収支	38	37	0	0	-196	-239	-336
累積赤字	0	0	0	0	0	-84	-420
基金残高見込	828	693	647	548	273	39	32

第6 これまでの行政改革の取り組み

国はこれまで、地方自治体に対し地方交付税の削減とともに一層の行政効率の向上を指示し、また、平成12年に地方分権一括法を施行し、自己決定・自己責任を理念とした地方行政の変革を求めてきました。

これを受け本町では、平成10年度～平成14年度(5年間)を第1次行政改革、平成15年度～平成17年度(3年間)を第2次行政改革として、庁内組織である行政改革推進本部会議(本部長：町長)で大綱及び実施計画を検討し、町議会行財政等調査特別委員会での審議や住民懇談会からの答申、町政懇談会でのご意見・ご指導をいただきながら、その計画を実行に移してきました。

(1) 第1次行政改革及び第2次行政改革の概要

実施年度	内 容	削減等効果 (前年度予算対比)
平成 10 ～ 17 年度	職員数の削減 平成 9 年 4 月 1 日 106 人 平成 17 年 4 月 1 日 76 人	30 人減 28.3%
平成 10 年度	住民課に保健衛生課を統合	1 課減
	北空知地域 全日当 半日当	984 千円減
	食糧費の削減 お茶菓子等の廃止	1,003 千円減
	消耗品費の削減 筆記用具等の自賄	8,736 千円減
平成 11 年度	助役の収入役兼掌	11,000 千円減
	町営浴場の廃止	7,156 千円減
	遊水公園うららを高齢者事業団に委託	1,203 千円減
	国保診療所無床化(入院 19 床の廃止)	職員 7 人減
	郷土館開館期間の短縮	135 千円減
	特殊勤務手当の見直し 15 項目 3 項目	534 千円減
平成 12 年度	J R の S キップ料金導入	542 千円減
平成 12 ～ 13 年度	特別職の給与の見直し 町長 5%減、助役 3%減、教育長 2%減	1,300 千円減
	管理職手当の見直し 課長・課長補佐 1%減	600 千円減
平成 13 年度	上下水道料金の値上げ	10,275 千円増
平成 14 年度	診療所の民間移管	64,818 千円減
	町内組織負担金の一律 3%削減	283 千円減
平成 15 年度	建設課に水道課を統合	1 課減
	グループ制の導入(16 グループ) 職階級の見直し (統括官・担当官・上席担当員・担当員) 専決権の拡大	旧係数 34
	農政課統括官の農業委員会事務局長兼務	局長級 1 減
	役職加算の凍結	11,786 千円減
	特別職の給与等の見直し 町長 10%減、助役 9%減、教育長 8%減	3,456 千円減
	管理職手当の見直し 10%・9% 8%・7%・6%	2,166 千円減
	定期清掃回数の見直し	1,554 千円減
	ごみの有料化	6,821 千円増
	北空知日当廃止、それ以外の空知管内半日当	1,665 千円減

	各委員会の定例的な研修事業の廃止	4,054 千円減
	納税報奨金の廃止	1,000 千円減
	敬老年金の廃止	6,923 千円減
	高齢者入浴料助成の廃止	1,397 千円減
	記念品の廃止（敬老会、戦没者追悼式）	777 千円減
	社会教育、社会体育事業の 10%削減	1,883 千円減
	ホームヘルプサービス事業の民間移管	1,873 千円減
	学校開放指導員、スポーツ実技指導員の廃止	1,513 千円減
	勲奨退職制度の年齢枠拡大 50 歳 45 歳	-
	コピー費の削減 使用料単価引き下げ	2,109 千円減
	土地開発公社の廃止（資本金取り崩し）	7,600 千円減
平成 16 年度	臨時職員の削減 4 人	4,908 千円減
	通勤手当 50%削減、住宅手当 3,000 円減額	811 千円減
	空知管内日当の廃止	5,151 千円減
	老人福祉センター浴場開放の廃止	800 千円減
	町道花壇管理の廃止	617 千円減
	公用車台数の削減	400 千円減
	6 施設 職員清掃	9,096 千円減
	町内組織負担金の一律 7%削減 21 件	825 千円減
	地区体育指導員の廃止	328 千円減
	投票所の統廃合 10 箇所 1 箇所	9 箇所減
	町民レクリエーションの廃止	1,524 千円減
	費用弁償の廃止	1,430 千円減
	施設使用料の値上げ	1,553 千円増
	職員住宅等値上げ	67 千円増
平成 17 年度	地域振興グループに企画グループを統合	1 グループ減
	特別職の給与等の見直し 町長、助役、教育長 本給 10%削減	4,665 千円減
	本給 4% 独自削減	32,876 千円減
	寒冷地独自加算額の廃止	4,214 千円減
	職員健康診断自己負担設定	321 千円減
	非常勤職員報酬 5%減額	1,030 千円減
	臨時職員賃金の削減 5%減額	6,259 千円減
	福利厚生会負担金の全廃	500 千円減
	道内日当廃止	2,537 千円減

小学校プールの廃止	1,134 千円減
コミュニティプラザの廃止	3,112 千円減
町営駐車場の廃止 2 箇所	1,188 千円減
役場庁舎エレベーターの停止	756 千円減
カーリングホール・総合体育館・農業者トレーニングセンターの夜間職員管理	2,127 千円減
委託費一律 10%削減	22,080 千円減
町内組織負担金 40%削減 12 件、10%削減 13 件	1,604 千円減
町外組織負担金 脱会 14 件、広域圏海外研修事業中止	2,097 千円減
町独自助成事業 廃止 8 事業、40%減 8 事業、10%減 13 事業	9,586 千円減
上下水道料助成金の廃止	1,685 千円減
寝たきり老人介護手当の廃止	648 千円減
難病患者等通院費助成金の廃止	600 千円減
生きがい講座、優良従業員表彰の自主運営	756 千円減
保育料の値上げ	2,043 千円増
手数料の値上げ	643 千円増
検診料の値上げ	63 千円増
入湯税の導入	14,589 千円増

効果額(平成 17 年度)	117,113 千円
---------------	------------

(2) 第 1 次行政改革及び第 2 次行政改革の概要(議会)

実施年度	内 容	削減等効果 (前年度予算対比)
平成 11 年度	議員定数の削減 16 人 14 人	6,429 千円減
平成 15 年度	議員定数の削減 14 人 12 人	6,195 千円減
	報酬の削減(役職加算の凍結)	3,676 千円減
平成 16 年度	交際費 20%削減	150 千円減
平成 17 年度	報酬の削減(月額報酬 10%減)	9,871 千円減
	政務調査費 40%削減	288 千円減
	交際費 20%削減	110 千円減

効果額(平成 17 年度)	10,269 千円
---------------	-----------

第7 行政改革アクションプラン

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

本町ではこれまでの行政改革の取り組みで、全ての事務事業について、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事業等の廃止・縮減や類似する事業等を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務・事業の整理統合を進めてきました。

今後は、これまでの行政改革で住民等への影響を考慮し、経過措置等を設けていた事務・事業についても整理統合を進めるとともに、全ての事務・事業について、再度交付基準等の見直しを検討します。

また、職員が各種団体の事務局（庶務）を引き受けているケースが多いため、職員数の削減状況等を見据え、その必要性、効果等を勘案し、改革期間中に各種団体の自立を促しながら、自主運営への移行を進めます。

(1) 町独自助成事業（経過措置）の見直し

項 目	経過措置	整理統合方針
水稻直播栽培技術研究導入促進事業	40%削減	平成 18 年度廃止
ラジコンヘリ防除等実施体制確立事業	40%削減	平成 18 年度廃止
スポーツ振興助成金	40%削減	平成 18 年度廃止
議会政務調査費交付金	40%削減	平成 18 年度廃止

(2) 町内組織負担金（経過措置）の見直し

項 目	経過措置	整理方針
消防団後援会助成金	40%削減	平成 18 年度廃止
技能協会交付金	40%削減	平成 18 年度廃止
農業者年金協議会負担金	40%削減	平成 18 年度廃止
食生活改善協議会交付金	40%削減	平成 18 年度廃止
河川等改修促進期成会交付金	40%削減	平成 18 年度廃止
社会教育関係団体活動助成金（文化連盟）	40%削減	平成 18 年度廃止
社会教育関係団体活動助成金（PTA 連合会）	40%削減	平成 18 年度廃止
社会体育関係団体体育成助成金（体育協会）	40%削減	平成 18 年度廃止
老人クラブ活動費助成金	40%削減	平成 19 年度廃止

効果額(平成 18～21 年度)	10,255 千円
------------------	-----------

(3) 町独自事業の見直し

項 目	整理統合方針
町中小企業保証融資助成事業（国・道の融資資金にシフト）	平成 18 年度実施
町営バス（新千代線）運行便数の減便	平成 18 年度実施

効果額(平成 18～21 年度)	1,600 千円
------------------	----------

2. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

本町ではこれまで、民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民営化・民間委託・指定管理者制度などを活用します。

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

本町では、公設民営化等による民間能力の活用を図る観点から、現在、管理委託を行っている「公の施設」に、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入するとともに、現在直営の施設及び今後新規に設置される施設は、指定管理者制度の活用を検討します。

また、その他の事務についても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、アウトソーシングの可能性を検討し、積極的活用を図っていきます。

(1) 管理運営を委託している公の施設への指定管理者制度の導入 8 施設

老人保健施設「りぶれ」、デイサービスセンター、生活支援ハウス「すまい・ル」、妹背牛温泉「ペペル」、農産加工センター、農産物直売所、米穀乾燥調製貯蔵施設、8 区コミュニティセンター（平成 18 年 4 月 1 日実施）

(2) 直営の公の施設への指定管理者制度の検討 1 施設

妹背牛保育所（改革期間中検討）

(3) 公の施設の廃止の検討 2 施設

町営プール、町営牧場（改革期間中検討）

(4) 直営の公の施設の管理方法の見直しの検討 2 施設

公民館から町民会館への変更（所管部局の変更・利用範囲の拡大）、郷土館の予約制への移行（常駐職員の廃止）（平成 19 年度実施）

3. 定員管理の適正化

(1) 計画的な職員数の抑制

現在、本町の職員数は、総務省が定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較し、少ない職員数で行政運営を行っています。

これは、簡素で効率的な行政組織を目指した行政改革の取り組みにより、平成10年度以降、計画的に職員の新規採用を抑制し、職員数の削減（平成17年度まで29人、27.6%減）を進めてきたことによります。

今後も計画的な職員数の抑制に努め、平成17年4月1日現在の職員数76人を平成22年4月1日には72人とし、4人、5.3%減を目指します。また、平成28年4月1日の職員数目標値を63人と定め、長期的・計画的な職員数の抑制を図っていきます。

定員モデル職員数（平成16年4月1日現在）

定員モデル試算職員数	定員モデルに対する実職員数
58人	59人

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

注) 定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように作成された算式のことである。対象となる職員数は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことの出来る分野の多い一般行政部門であり、教育、消防、公営企業などの職員は対象外である。

類似団体等普通会計職員数（平成16年4月1日現在）

	人口	職員数	職員1人当たり人口
妹背牛町	4,080人	70人	58人
類似団体平均（8町村）	4,009人	84人	48人

資料：総務省「地方財政状況調査」「公共団体定員管理調査」より作成

注1) 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分である。妹背牛町では、総職員数79人（教育長を含む）のうち簡易水道、農業集落排水事業、国保健康保険事業・介護保険事業の事業職員を除いたものが普通会計職員である。

注2) 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、妹背牛町は、人口3,500人～4,500人、第2次・第3次産業が65%～75%のグループに属している。類似団体の平均は、北海道で妹背牛町と同グループに属する8町村の平均値である。

職員数の推移（地方公営企業を含む）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
4月1日現在職員数	105人	102人	95人	91人	85人	81人	78人	76人
前年対比削減数	-	3人	7人	4人	6人	4人	3人	2人
H10対比累計削減率	-	2.9%	9.5%	13.3%	19.0%	22.9%	25.7%	27.6%

職員数の適正化計画（地方公営企業を含む）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
4月1日現在職員数	76人	75人	75人	74人	71人	72人
年度末退職者数	2人	-	1人	3人	-	-
翌年度新規採用数	1人	-	-	-	1人	-
差引削減数	1人	-	1人	3人	-1人	-
H17対比累計削減率	-	1.3%	1.3%	2.6%	6.6%	5.3%

（２）行政需要に的確に対応する簡素で効率的な組織

本町の行政組織は、簡素で効率的な組織機構の観点から、平成11年度に収入役を廃止し、また、平成15年度には職員の職階級を見直し、将来的な職員数の削減等を見据え、個々の職員の責任と権限が明確化され、意志決定過程が簡素化された組織を目指し、それまでの係制からグループ制へと大きく組織機構を再編しました。

今後は、グループ制を維持しながら、平成28年度を目標とした長期展望の下、職員数の削減に伴うグループの統廃合やより一層の責任と権限の明確化、意志決定過程の簡素化など、町政に託された行政課題に適切に応えられる簡素で機動力の高い行政組織の構築を目指し、平成17年度の4課1室13グループ3局を平成28年度の4課11グループ3局へと計画的に再編を進めます。なお、組織機構の見直しは、今後の職員数の削減状況により柔軟に対応していきます。

また、職務職階による専決権の拡大や職名の改正なども実施します。

組織再編及び配置人員計画（案）

平成17年度						平成28年度							
課	グループ	統括官	担当官	上席担当員	担当員	合計	課	グループ	課長	主幹	その他	合計	
総務課			4	11	2	17	総務課		1	4	11	16	
	総務		1	1	1	3		総務			1	3	4
	地域振興		1	6		7		地域振興			1	3	4
	税務		1	2	1	4		税務			1	2	3
	財務		1	2		3		財務（出納）			1	3	4
出納室		1				1						0	
住民課		1	4	13	5	23	住民課		1	4	16	21	
	住民		1	1	2	4		住民			1	3	4
	保険		1	1	2	4		保険			1	3	4
	健康			4	1	5		健康福祉			1	7	8
	福祉		1	3		4							
	保育		1	4		5		保育			1	3	4
農政課		1	1	2	3	7	農政課		1	1	3	5	
	農政		1	2	3	6		農政			1	3	4
農業委員会			1	2		3	農業委員会				1	1	2
建設課		1	3	5	3	12	建設課		1	2	7	10	
	建築管理		1		2	3		建設			1	4	5
	土木		1	2		3							
	上下水道		1	3	1	5		上下水道			1	3	4
教育委員会		1	2	4	3	10	教育委員会		1	2	4	7	
	社会教育		1	1	2	4		社会教育			1	2	3
	学校教育		1	3	1	5		学校教育			1	2	3
議会		1		1		2	議会		1		1	2	
派遣			1			1	派遣					0	
合計		6	16	38	16	76	合計		6	14	43	63	

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

（1）特別職の給料

町長等特別職の給料は、これまでの行政改革の取り組みにより、平成12年度から段階的な抑制措置を実施してきており、平成17年度では、給料の一律10%削減、役職加算の凍結、手当の削減等を実施し、給与の適正化に努めてきました。

（2）職員給与の適正化

職員の給与は、これまでの行政改革の取り組みにより、管理職手当の引き下げ、特殊勤務手当の見直し、通勤・住宅手当の減額、更に役職加算の凍結、給料の一律4%削減を実施し、給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきました。

今後は、国の給与制度改革の動向を見据え、平成18年4月1日から新たな給与制度（地域給）の導入を検討します。

高齢層職員の昇給停止

国に準じて平成 16 年度から 55 歳に引き下げている。

退職時の特別昇給廃止

国に準じて平成 18 年度から廃止する。

退職手当の最高支給率の引き下げ

北海道退職手当組合で定める支給率による。

時間外勤務手当の削減

時間外勤務の縮減により、総人件費の圧縮のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康被害の発生を防止するため、時間外勤務手当の縮減を図る。

(3) 特殊勤務手当の廃止

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務そのた著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する。」ものです。

本町では、急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減等により、本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの検討を行政改革大綱に基づき行った結果、平成 11 年度に見直しを行い、12 項目の特殊勤務手当を廃止しました。

現在残っている 3 項目（税務手当、伝染病取扱手当、変死体取扱手当）の特殊勤務手当は、実績等を考慮し、平成 18 年度から廃止することとします。

(4) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等は、その状況を適時広報誌に掲載し住民に公表していますが、地方公務員法の改正を受け「妹背牛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

給与等の公表の状況は、条例に基づき住民にわかりやすい方法で、広報誌のほかホームページを利用し公表を行っていきます。

その際、定員・給与等の状況の公表について、地方公務員法の改正を踏まえ、住民等が理解しやすいように工夫を講じ、公表することとします。

(5) 福利厚生事業

本町の職員の福利厚生事業は、いままで主に職員の会費と町からの負担金で職員福利厚生会により運営・事業を行ってきましたが、昨今の社会情勢等を考慮し、町からの負担金を平成 16 年度に 50%削減、平成 17 年度から廃止しています。

5. 第三セクターの見直し

本町唯一の第三セクターである(有)妹背牛振興公社は、平成5年にオープンした「妹背牛温泉ペル」の運営管理を主体として経営されており、オープン当初から給与の抑制(町職員労務給の適用)や営業努力等により黒字化を継続してきましたが、近年の経済情勢低迷による入館者数の伸び悩みや客単価低下の影響を受け、平成16年度には赤字経営に陥りました。

このため、公社職員給与の昇給停止、年俸制の一部導入、経費の全般的な見直しや営業活動の強化等を進め、赤字解消に努めていますが、依然として経営改善の展望が見えない厳しい状況にあります。

今後は、指定管理者制度による民間参入や完全民営化等を検討するとともに、当面、次の事項を重点的に推進し、経営改革に取り組みます。

経営状況等の議会説明のほか、住民に対し広報誌などの活用によるわかりやすい情報公開に努める。

給与、職員数の見直し、組織機構のスリム化、経費の節減等を行う。

町からの財政的・人的関与の見直しを行う。

外部による監査体制を強化するための検討を行う。

6. 経費節減等の財政効果

(1) 全般的経費の見直し

本町では、これまでの行政改革により、様々な経費節減に取り組んできました。今後は、財源配分の重点化を図るため、限られた財源を有効に活用できるよう、更なる経費節減に努めます。

消耗品・備品等は必要最小限とし、節約に努めるとともに、見積り入札や一括購入等の手法により単価を低く抑え、支出の削減を図ります。

印刷物は、冊子、パンフレットは自前で作成することとします。

各種システムのリースは、入れ替え時期を遅らせ、利用期間を延長することとします。

公用車は、新車購入を廃止し、軽自動車への移行など、台数の削減を図ります。

繰出金は、特別会計の独立採算の原則から、法定分の繰出しとします。

負担金補助及び交付金は、事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方のさらなる検討を進めます。

効果額(平成18~21年度)	16,416千円
----------------	----------

(2) 妹背牛診療所助成金の見直し

町立診療所の民間移管に対する協定により、当分の間、経営安定のために交付することとした診療所助成金は、民間医療機関の経営健全化を促し、平成 20 年度から助成金を廃止します。

効果額(平成 20～21 年度)	70,000 千円
------------------	-----------

7. その他

(1) 財源確保対策

少子高齢化の進行や人口の伸び悩みなどに加えて、三位一体の改革の進展とともに国からの補助金・地方交付税の縮減が見込まれる厳しい財政状況の中で、快適に楽しく安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるためには、さらなる収納率の向上や負担の適正化などに努め、より一層、自主財源を確保することが求められています。

使用料・手数料の見直し

本町では、平成 16 年度以降計画的に使用料・手数料の見直しを行ってきました。今後は、行政コストに対する標準的な負担割合を検討し、検討結果に基づく見直しを実施していきます。また、現在徴収していない行政サービスについても受益者負担の原則の観点から、新たな徴収を検討します。その他、減免規定についても見直しを図ります。

町税の収納率の向上

本町の町税の平成 16 年度の収納状況は、全体 98.6%(現年 99.4%、滞納繰越分 44.8%)の実績になっています。安定的な歳入の確保を図るため、町税は住民の自主納付意欲の向上や夜間窓口の設置、定期的な臨戸徴収など、納めやすい環境づくりを図るとともに、公平公正の観点から一層の滞納整理事務の強化を図り、収納率の向上に努めます。

未利用財産の活用と処分

未利用財産の活用策を検討し、不要なものについて一般競争の手法を取り入れ、早急に処分を進めます。

(2) 保育料の段階的値上げ

平成 17 年度から国の基準の 25%軽減をベースとして段階的な値上げを行っている保育料については、計画的に平成 18 年度も約 5%の値上げを実施します。

効果額(平成 18～21 年度)	3,200 千円
------------------	----------

(3) 公共事業の抑制

本町は今まで、基幹産業である農業基盤整備を中心に、道路整備や農業集落排水などの生活基盤整備、魅力あるまちづくりを進めるための公共施設整備などを積極的に進めてきましたが、当面の単独、自立のまちづくりを選択することとなった今、財政推計・財政状況を背景として、大胆に公共事業を抑制する必要に迫られています。

このため、必要最低限の公共事業を確保しつつも、財政状況に配慮した事業計画全体の抑制・見直しを図る必要があり、改革期間中は次の整備方針に基づき実施します。

道路（町道）整備は年1路線とし、市街地にシフトする。

公営住宅の整備は、平成19年度の1棟12戸とする。

車輛更新（消防車輛を除く）は凍結する。

各施設の大規模改修は凍結する。ただし、必要最低限の維持補修は実施する。

効果額(平成18～21年度)	212,392千円
----------------	-----------

(4) 税率見直しの検討

現在本町では、固定資産税及び軽自動車税に標準税率を適用しています。地方交付税の削減等から、更なる自主財源の確保が求められており、改革期間中に制限税率までの引き上げを検討します。

8. 地方公営企業の経営健全化

本町の地方公営企業には、簡易水道事業、農業集落排水事業などの4事業があります。

新指針が国において策定され、地方公営企業については財政健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な発展を図るため、民間的な経営手法を取り入れるなどして、一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

(1) 経営健全化策

収益の向上

事業体としての経営安定を図るため、戸別訪問、チラシ配布等による定期的な普及・加入促進を図り、普及率の向上を目指します。

料金の適正化・経費の節減

地方公営企業の料金は公共料金であり、料金改定は住民の日常生活に直接影響するため、改革期間中は料金体系を維持できるような事業計画を策定し、経費の節減に努め、収支バランスの均衡を図ります。

収納対策の強化

事業運営上の必要な経費は、その事業収入によって賄わなければならないという原則から、料金は未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に

対しては、納入勧告の通知をするとともに戸別訪問等による収納対策の強化を図ります。

民間への業務委託推進

これまで職員が行っている業務で民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経費面を十分に比較検討し、住民サービスを低下させない体制での業務委託の推進を図ります。

組織・定数の見直し

社会経済情勢の変化などに伴い多様化する住民ニーズや事業課題に的確に対応することができるよう、現在の事務分掌を見直し、限られた予算と人員で最大の効果が発揮できるように簡素で効率的な組織体制にするとともに、職員一人ひとりが主体的に取り組み、事務・事業の迅速化を図ります。

(2) 公共料金の値上げ

本町の公営企業会計は、現状では独立採算をベースとした経営が難しい状況にあり、将来を見据え、長期的な視点での経営健全化を図る必要があります。今後は、経費節減に努めながら、行政改革の取り組みと平行した計画的な料金の値上げ等を実施していきます。

簡易水道事業及び農業集落排水事業は、平成 18～22 年度の 5 年間の事業計画で約 10%の値上げを実施します。

効果額(平成 18～21 年度)	112,558 千円
------------------	------------

9. 議会の取り組み

本町の議会は、町行政改革と足並みを合わせ、議会自らが議員定数や報酬、政務調査費等の削減を実施してきました。平成 19 年の次期改選期には現行定数 12 人を 10 人に削減することが決まっています。

効果額(平成 19～21 年度)	13,579 千円
------------------	-----------

効果額合計	440,000 千円
-------	------------

第8 今後のまちづくり方策

本町財政は、行政改革アクションプランの取り組みによって、財政推計をベースとした平成21年度の累積赤字を解消し、当面自立のまちづくりを進めていけますが、将来を的確に見通し、自主財源を充実させるためにも、地域経済の活性化による賑わいのあるまちづくりが求められています。

そのため、住民・職員の英知を結集し、当面自立できる具体的な協働のまちづくり方策を検討していきます。

なお、広域連携、市町村合併については、国の方針や道の構想を睨みつつ、近隣自治体の動向、住民意識の変化などを見極めながら、前向きに取り組んで参ります。